

石巻市住宅用家屋証明書交付要件

- ◎ 住宅用家屋証明とは、個人が自己の居住のための住宅を新築、取得又は増築を行った場合における登記を行う際に登録免許税の税率の軽減措置を受ける場合に必要な証明です。
なお、手数料は1件につき1,300円です。

【交付要件】

- 1 新築又は取得後1年以内に登記を受けること。
- 2 新築又は取得した者が、自己の居住の用に供する家屋であること。
- 3 床面積が50㎡以上であること。
- 4 区分所有される建物（分譲マンション等）については、耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 5 事務所・店舗等と併用される住宅は、その家屋の床面積の90%を超える部分が居宅であること。
- 6 中古住宅については、次のいずれかに該当する物件であること。
 - ・令和4年4月1日以後の取得家屋の場合
 - ①昭和57年1月1日以降に建築されたもの
 - ②上記①を除く建物は新耐震基準を満たす証明書があること
 - ・令和4年3月31日以前の取得家屋の場合
 - ①建築後20年以内の家屋（木造、軽量鉄骨造の場合）
 - ②建築後25年以内の家屋
（石造、れんが造、コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）
 - ③上記①及び②を除く建物は新耐震基準を満たす証明書があること

※ 新耐震基準を満たす証明書とは、耐震基準適合証明書（原本）、住宅性能評価書（写し）
既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書（写し）

※ 一般的な要件となります。個別要件がある場合がありますので、ご不明な点があればお問合せください

※ 紛失等による証明書の再発行はできません。ただし、証明発行要件を満たしていれば、新規の申請をすにより、証明書を発行します。その際、手数料が必要になります。